

#### 【4】 迦絺那衣を払げる（受ける）ための羯磨

[0] 『パーリ律』では迦絺那衣を払げることが許された因縁譚の後に、迦絺那を払げる羯磨の行い方が説かれている。これが仏教学者のいう「迦絺那衣式」ないしは「迦絺那衣の儀式」に相当する。本節ではこの「迦絺那衣を払げる（受ける）羯磨」を考察する。

この部分は迦絺那衣を考察する際にはもっとも重要であるから、『パーリ律』『四分律』『五分律』『十誦律』『僧祇律』『根本有部律』の順にそのいうところを少々詳しく見て行きたい。ただし原文の翻訳では分かりにくいところがあるので、そのいうところはすべて筆者の理解した範囲での意識的なものを紹介する。

[1] まず『パーリ律』を考察する。

[1-1] 『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」では、迦絺那衣を払げる羯磨のやり方を、簡潔に次のようにいう。なお今いう迦絺那衣は原文ではただ単に‘kaṭhina’であって、これは道具としての迦絺那をも意味するものであるが、筆者の理解によって「迦絺那衣」と翻訳するものであることをお断りしておく。

聡明有能なる比丘が、「サンガよわが言を聴け。サンガにこの迦絺那衣材は得られた (idaṃ saṃghassa kaṭhinadussaṃ uppannaṃ)。もしサンガに機が熟すれば、サンガはこの迦絺那衣材を某甲比丘（単数）に迦絺那衣を払げさせるために与えよう (saṃgho imaṃ kaṭhinadussaṃ itthannāmassa bhikkhuno dadeyya kaṭhinaṃ attharituṃ)」と白し、「聴する者は黙せよ、聴しない者は言え」とサンガの同意を得て、このようにして白二羯磨によって、某甲比丘に迦絺那材を与え、迦絺那衣を払げさせる<sup>(1)</sup>。

(1) *Vinaya* vol. I p.254, 南伝 03 p.446

[1-2] また『パーリ律』には「迦絺那衣韃度」の外に、「付随」にも「迦絺那衣の払げ方」その他が説かれている。むしろこちらの方が詳しい。

迦絺那衣を払げるを知るべし (kaṭhinatthāro jānitabbo) とは、もしサンガに迦絺那衣材 (kaṭhinadussa) が得られた時には、サンガはどのように行じるべきか、払げる者 (atthārakena 単数) はどのように行じるべきか、随喜者 (anumodakena 単数) はどのように行じるべきか。

サンガは白二羯磨によって迦絺那衣を払げる比丘（単数）に与える (kaṭhinatthārakassa bhikkhuno dātabbaṃ)。この迦絺那衣を払げる比丘は即日 (tadah' eva) 洗い、延ばし、計量し、裁断し、縫い、染色し、作浄して迦絺那衣を払げる。もし重衣によって迦絺那衣を払げようと欲する時には (sace saṃghāṭiyā kaṭhinaṃ attharitukāmo hoti) 以前の重衣は取り去られるべきであり (porāṇikā saṃghāṭi paccuddharitabbā)、新しい重衣は執持されるべきであって (navā saṃghāṭi adhiṭṭhātabbā)、私はこの重衣によって迦絺那衣を払げる (imāya saṃghāṭiyā kaṭhinaṃ attharāmi) と言葉が発せられるべきである。もし上衣……、もし內衣……。

この迦絺那衣を払げる比丘はサンガのところに行って、偏袒右肩し合掌して、「諸大

徳よ、サンガのために迦絺那衣は拵げられた (atthataṃ bhante saṃghassa kaṭhinaṃ) 、迦絺那衣が拵げられたことは如法である (dhammiko kaṭhinatthāro) 。諸比丘は随喜せられたい (anumodatha) 」という。随喜比丘ら (tehi anumodakehi bhikkhūhi) は偏袒右肩し合掌して、「友よ、サンガのために迦絺那衣は拵げられた。迦絺那衣が拵げられたことは如法である。我ら随喜す (anumodāma) 」と言う。

この迦絺那衣を拵げる比丘は衆多の比丘 (sambahule bhikkhū) のところに行って…

…。

この迦絺那衣を拵げる比丘は1人の比丘のところ (ekaṃ bhikkhuṃ) に行って……。

もしサンガが迦絺那衣を拵げず (hañci na saṃgho kaṭhinaṃ attharati) 、別衆 (gaṇa) が迦絺那衣を拵げず、1人 (puggalo kaṭhinaṃ attharati) が迦絺那衣を拵げたならば、サンガのために迦絺那衣は拵げられず (saṃghassa anattataṃ hoti kaṭhinaṃ) 、別衆のために迦絺那衣は拵げられず、1人のために迦絺那衣は拵げられたのである。

もしサンガが波羅提木叉を誦さず (hañci na saṃgho pātimokkhaṃ uddisati) 、別衆 (gaṇa) が波羅提木叉を誦さず、1人が波羅提木叉を誦したならば、サンガのために波羅提木叉は誦されず (saṃghassa anuddiṭṭhaṃ hoti pātimokkhaṃ) 、別衆のために波羅提木叉は誦されず、1人のために波羅提木叉は誦されたのである。

サンガの和合一致によってなし、別衆の和合一致によってなす1人の誦はサンガのために波羅提木叉の誦を成じ、別衆のために誦を成じ、1人のために誦を成じる。このようにサンガが迦絺那衣を拵げず、別衆が迦絺那衣を拵げずとも、1人が迦絺那衣を拵げれば、サンガの随喜によって (saṃghassa anumodanāya) 、別衆の随喜によって、1人が拵げたことがサンガのために迦絺那衣を拵げたことになり (puggalassa atthārā saṃghassa atthataṃ hoti kaṭhinaṃ) 、別衆のために迦絺那衣を拵げたことになり、1人のために迦絺那衣を拵げたことになる (1) 。

としている。

(1) *Vinaya* vol.V p.176、南伝05 p.299

[1-3] 以上の『パーリ律』の「迦絺那衣韃度」と「付随」の文章から次のようなことがわかる。

まず迦絺那衣式は、律の上では「迦絺那衣を拵げる羯磨」と認識されていることである。要するに迦絺那衣式は、サンガとしての公式的な行為であるということである。もちろんこれはサンガのために迦絺那衣が拵げられる場合であるが、しかし「付随」のいうところによると、迦絺那衣は別衆のためにも1人の比丘のためにも拵げられ得るということになる。おそらくこれらはその住処で雨安居を過ごした比丘の数がサンガを形成できる数に達しなかった場合の特例であって、通常はサンガのなかでサンガのために迦絺那衣は拵げられ、これが正常の迦絺那衣を拵げる儀式であるとすべきであろう。以下は特記しない限りこのサンガのための儀式を念頭において考察する。

このサンガが迦絺那衣を拵げようとする時には、まずサンガのために迦絺那衣を拵げる1人の比丘に、白二羯磨によって布施された衣料を与える、とされている。この「迦絺那衣を拵げる比丘」の選任については、『パーリ律』本体にも「付随」にも記されていないが、後

述する漢訳律の多くは白二羯磨によって選任するとしている。

そして迦絺那衣の材料を与えられた比丘は、1日のうちにこれを洗い、延ばし、計量し、裁断し、縫い、染色し、作浄して衣に仕立て上げ、仕立て上がったものを迦絺那衣として拈げる。この仕立て上げる衣は重衣である場合も、上衣である場合も、內衣である場合もあって、例えば重衣を迦絺那衣とする場合は、今着ている古い重衣を捨てて、新たに作られた重衣を迦絺那衣とする、とされている。したがって迦絺那衣という特別の名で呼ばれるけれども、形体そのものは三衣のうちのいずれかであるということになる。

そしてこのこと以上に注意すべきは、漢訳においては「受迦絺那衣」とか「作迦絺那衣」という語に相当する言葉は、‘kaṭhinam attharati’ とか ‘kaṭhinatthāra’ すなわち「迦絺那を拈げる」に相当するであろうということである。このうちの「作迦絺那衣」という句は、これ以降の漢訳律の考察では布地から迦絺那衣に仕立てあげる、迦絺那衣を製作するという意味として「迦絺那衣を作る」と読むべきか、あるいはでき上がっている重衣などの衣を特別の功德が付帯する迦絺那衣として認定するという意味として「迦絺那衣と作す」と読むべきかについて悩むことになるのであるが、「付随」がいうように、仕立て上がった重衣などを迦絺那衣として拈げるのであるから、もしそうなら改めて製作する必要はなく、したがってこれは「迦絺那衣として認定する」という意味として「迦絺那衣と作す」と読むべきなのである。とするならばこの「迦絺那を拈げる」という語には、道具としての迦絺那を拈げるという意味はないというべきであろう。道具として迦絺那を拈げるのは衣を「製作する」ためでなければならないが、この文脈での ‘kaṭhinam attharanti’ はでき上がった衣を迦絺那衣として認定するために拈げるという意味でなければならないからである。

要するに「迦絺那衣を拈げる」のは、例えば三衣の1つである重衣として仕立て上げられた衣を、これを持している間は五種の戒律の条項の適用が免除されるというような、特別な効力を持つ「迦絺那衣」としてサンガが認定するという意味合いになるものと考えられる。とするならば「受迦絺那衣」も字義通りに「迦絺那衣を受け取る」という意味ではなく、特別な効力を持つ「迦絺那衣」として認定するという意味として理解しなければならない。これは迦絺那衣そのものの意味に係る重要な問題であるから、詳しくは漢訳律の記述も見ながら考察してゆくことにしたい。

そしてサンガが迦絺那衣として認定する衣は1人の比丘に与えられるのであるが、これをサンガが随喜することによって、サンガの全員がその功德を共有することになる。その構造は「付随」に明確に解説されている。ただし迦絺那衣と呼ばれるのは、迦絺那衣材を用いて、仕立て上げた衣を拈げて、サンガが所定の羯磨の作法にしたがって、合法的に迦絺那衣として認定したその衣のみに限定され、随喜した比丘たちが、後に5つの律の条文の適用除外を受けて作るようになる衣は、迦絺那衣とよばれるのではなく、単に衣と呼ばれるようである。このことは次節に考察する迦絺那衣を拈げる羯磨や、【7】に考察する迦絺那衣の捨のところで明らかとなる。

[2] 次に『四分律』を検討する。

[2-1] 『四分律』は次のようにいう。先に注意したように、「作迦絺那衣」という漢文は「迦絺那衣を作る」と読むべきか、それとも「迦絺那衣と作す」と読むべきかが問題とな

る。以下には筆者の理解にしたがってそのどちらかを採用するが、問題となりそうな文脈のところには念のために元の漢文も括弧の中に記しておく。

その時異住処の現前僧が大貴価の功德衣を得た。仏は次のように指示された。「大徳僧よ聴せよ。今日衆僧は功德衣を受けた。もしサンガ時いたればサンガ忍聴せよ」と白し、衆僧は和合して功德衣を受ける。

次にサンガの為によく功德衣を持することのできる1比丘を差して、衆中の堪能に羯磨をなす者が、「大徳僧よ聴せよ。もしサンガ時いたればサンガ忍聴せよ。サンガは某甲比丘を差してサンガのために功德衣を持せしめよう」と白し、(白二羯磨によって)

(1) サンガのメンバーの同意を得て、「サンガの為に迦絺那衣を持する比丘」を選任し、サンガは羯磨衣を「功德衣を持する比丘」に与え、次のように白する。「大徳僧聞け。この住処のサンガは可分衣を得た。現前僧はまさに分かつべきである。もしサンガ時いたればサンガ忍聴せよ。サンガは今この衣を持ちて某甲比丘に与えん。この比丘はこの衣を持ちてサンガのために受け、功德衣と作して、この住処において持すべし」と。そして(白二羯磨によって)サンガの同意を得て決定する。

その比丘は起って衣を捉り、諸比丘の手得に随って衣を及ばしめ、相い了るを得ば次のように言う。「この衣を衆僧当に受けて功德衣と作すべし。この衣を衆僧今受けて功德衣と作す。この衣を衆僧已に受けて功德衣と作し竟った」と。このように第二説、第三説する(単白羯磨)。諸比丘は応にこのように言う。「その受ける者は已によく受けた。この中の所有の功德の名称は我に属す」と。彼は答えて「爾り」と言う。

その時ウパーリが質問した。「過去の三句を以て功德衣を受けるとするのか、未来(の句)を以てするのか、現在(の句)を以てするのか」と。仏は「満足語をなすために九句を説いたのである。過去の三句を以て功德衣を受けるのではなく、未来の三句を以て功德衣を受けるのではない。現在の三句を以て功德衣を受けるのである。なぜなら過去はすでに滅し、未来は未だ至らない。この故に現在の三句を以て受けるのである。若し未成の衣を得ば衆僧中に羯磨して比丘を差して作らしむべし。もし已成を得ば応に法のごとく受くべし」と答えられた(2)。

(1) 括弧して白二羯磨としたのは、文章中に明示されているわけではなく、筆者が白と羯磨の形式から判断したからである。以下同じ。

(2) 大正22 p.878中、国訳03 p.273

[2-2] 『四分律』は、迦絺那衣式を次のように行うべきであるとしている。

まず布施された功德衣をサンガが単白羯磨によって受け取る。この衣は「可分衣」とされている。

次に「サンガのためによく功德衣を持することのできる比丘」を1人、白二羯磨によって選任し、同じく白二羯磨によって布施された功德衣を、「現前僧はまさに分かつべきである」としてこの選任された比丘に与えるとされている。衣そのものも「可分衣」であり、また特定の比丘に与えられるのは現前僧において分配するためとされるから、本来はサンガの全員で分配するのであるが、この羯磨では形式的に特定の比丘に与えられるということであろう。

「功德衣を持する比丘」はその衣をサンガの全員に回し、「この衣を衆僧当に受けて功德衣と作すべし」と単白羯磨し、サンガのメンバーは「その受ける者は已によく受けた。この

中の所有の功德の名称は我に属す」という。「随喜」という言葉は使われていないが、これが『パーリ律』のいう「随喜」に相当するであろう。先に述べたように、本来は現前僧において分配されるべき衣が、形式的に特定の1人の比丘に与えられたので、この時点では分配されなかった比丘もこの随喜を言葉に発することによって分配の権利を獲得し、五種の功德も保持することができるようになるのである。

これはすでに衣に仕立て上げられたものを受ける場合であるが、もし未成の衣であれば、サンガがこれを衣に仕立て上げる比丘を羯磨によって選任し、仕立て上げさせるという作業が加わる。

なお『パーリ律』は仕立て上がった衣なら三衣のうちの1つ、もし衣材なら衣一着分を衣に仕立て上げて、それを迦絺那衣として認定するというニュアンスで書かれているが、『四分律』は布施された分配すべき衣のすべてを迦絺那衣とし、これを分配するために1人の比丘に与えるというニュアンスで書かれているようにみえるが、あるいは『パーリ律』と同じであるのかもしれない。

[3] 次に『五分律』を調査する。

[3-1] 『五分律』は次のようにいう。

もし檀越が迦絺那衣物をサンガに施そうとする時には、諸比丘中の少衣の者に白二羯磨して之を与える。1比丘が「大徳僧よ聴せよ。サンガはこの迦絺那衣物を得た。今某甲比丘に与えんとす」と白し、(白二羯磨によって)サンガのメンバーの同意を得て選任する。

その比丘は得已ったら即日に浣・染・打・縫しなければならない。もし1人でやれないときには、サンガが白二羯磨して、一比丘、二、三乃至衆多比丘を指名してこれを助ける。

衣を作り竟ったら、サンガに物を与えられた比丘は衣をもってサンガの中に至り、「サンガが得たこの迦絺那衣物は、已に浣・染・打・縫して如法に作りおわった。願わくばサンガは受けて迦絺那衣となさんことを(願僧受作迦絺那衣)」と白し、起って遍く衆僧に示す。諸比丘は答えて、「長老よ、我らは随喜して汝に共に之を与えん」という。その後、サンガは白二羯磨をして受け、1比丘が「大徳僧よ聴せよ、サンガが得たこの迦絺那衣物は浣・染・打・縫して如法に作りおわった。今受けて迦絺那衣と作さん。若しサンガ時至れば、サンガ忍聴せよ」と白し、白二羯磨によって受けて迦絺那衣とする。

サンガに衣物を与えられた比丘は復た遍く行じて、「この衣はサンガは已に受けて迦絺那衣と作した」と言い、諸比丘は一々に「この衣はサンガは已に受けて迦絺那衣と作した。これ善受となす。この中の所有の功德は尽く我に属す」と言う<sup>(1)</sup>。

(1) 大正22 p.153中、国訳14 p.190

[3-2] 『五分律』は仕立て上がった衣ではなく、その衣材を得て、これを衣に仕立て上げるというイメージで説かれているが、その羯磨を次のように行っている。

まずその衣材を1人の比丘に白二羯磨を行って与えるのであるが、その比丘は諸比丘中の「少衣の者」とされている。

与えられた比丘と、もし1人でやれない場合はサンガが白二羯磨で指名したその他の比丘たちが協力して、即日洗うところから衣に仕立て上げるところまでのすべての作業を行う。

衣が仕立て上がったら、衣材を与えられた比丘はそれをサンガのところに持って行って、サンガにこれを示し、これを受けて迦絺那衣と作すことを請う。サンガは白二羯磨でこの衣を受けて迦絺那衣とする。

衣を与えられた比丘は一人一人の比丘に、「この衣はサンガが已に受けて迦絺那衣と作した」と言い、諸比丘は一一に「この衣はサンガが已に受けて迦絺那衣と作した。これ善受となす。この中の所有の功德は尽く我に属す」と言う。「随喜」ということばはサンガが仕立て上がった衣を1人の比丘に与える時点で使われているが、『パーリ律』の随喜に相当するのはこの時点とすることができるであろう。これによって、迦絺那衣に相応する5種の戒律の条項の適用除外を受ける功德がサンガの全員に及ぶことが明示されているわけである。

[4] 次に『十誦律』を調査する。

[4-1] 『十誦律』は次のようにいう。

(迦絺那衣を受ける法) 一心和合してサンガは衣を得るに随う日に受ける。「衣を得るに随う日」というのは、もし月の1日に衣を得るならば即日に受ける。若しくは2日、若しくは3日、乃至8月15日も同じである。

1人の比丘が「大徳僧よ聴せよ。今日サンガは和合して迦絺那衣を受けよう。もしサンガ時至れば忍聴せよ」と唱言し、あらかじめよくサンガのために**受迦絺那衣人**となる1人の比丘を指名しておいて、「大徳僧よ聴せよ。比丘某甲はよくサンガのために受迦絺那衣人となる。もしサンガ時至れば忍聴せよ」と白し、(白二羯磨によって)サンガのメンバーの同意を得てその比丘を受迦絺那衣人に選任する。

もしサンガが初めて**安居僧が分かすべき施衣**を得れば、これを羯磨して**受迦絺那衣人**に与える。与え方は、1比丘が一心和合僧中に「大徳僧よ聴せよ。この住処のサンガは施衣を得た。**安居僧は応に分かすべきである**。もしサンガ時至れば忍聴せよ。サンガは羯磨して某甲比丘に与え、この衣を以て迦絺那衣となそう(作迦絺那衣)。この住処を離れずして受持せん」と白して、(白二羯磨によって)サンガのメンバーの同意を得て施衣を受迦絺那衣人に与え、迦絺那衣となす(作迦絺那衣)。

その時了了によく作る**4比丘とともに**、浣、染、裁割、纂、刺、安穩量度するその時々において、「この衣をもって我れ迦絺那衣となして受けん(以此衣我作迦絺那衣受)」という心を生じなければならぬ。この六心を生ずればよく迦絺那衣となしたと名づける(名善作迦絺那衣)。もしこの六心がなければよく迦絺那衣となしたと名づけない(不名善作迦絺那衣)。

また三心がある。「我れこの衣を以て当に迦絺那衣となして受くべし(我此衣当作迦絺那衣受)。この衣を以て今迦絺那衣となして受く。この衣を以て迦絺那衣となして受け竟った」というこの三心を生ずればよく迦絺那衣となしたと名づける。

また二心がある。「我れこの衣を以て迦絺那衣となして受けん(我以是衣作迦絺那衣受)、この衣を以て迦絺那衣となして受け竟った」というこの二心を生ずればよく迦絺那衣となしたと名づける。もしこの二心がなければ**作迦絺那衣人**は突吉羅罪を得る<sup>(1)</sup>。

(優婆離が受迦絺那衣法を尋ね、仏が同じように答える文章がつづく)

(1) 大正 23 p.206 下、国訳 06 p.196

[4-2] 『十誦律』の系統には『大沙門百一羯磨法』<sup>(1)</sup>が残され、このなかに「迦絺那衣法」が記されている。これも紹介しておく。

一心会僧中において一比丘が唱する。「大徳僧よ聴け。今日サンガは迦絺那衣を作さん(作迦絺那衣)と欲す。もしサンガ時至れば忍聴せよ。サンガは応に一心に迦絺那衣を作さん」と。

次にサンガ中に不愛・不恚・不怖・不癡・作と不作を知るという五法を有する、よく迦絺那衣を作る者(作迦絺那衣人)を差し、一比丘がサンガ中に次のように唱する。

「大徳僧よ聴け。某甲比丘を僧中の作迦絺那衣人とせん(某甲比丘僧中作迦絺那衣人)。もしサンガ時至れば忍聴せよ。某甲比丘を作迦絺那衣人とせん」と。(白二羯磨によって)サンガの同意を得て選任する。

**安居中の所得の施衣**を羯磨して**迦絺那衣人**に与える。一心会僧中において一比丘が唱する。「大徳僧よ聴け。この住処のサンガはこの施衣にして**可分物**を得た。安居僧は**応に分かつべし**。もしサンガ時至れば忍聴せよ。サンガは当に羯磨して某甲比丘に与えて迦絺那衣を作らしめ(作迦絺那衣)、この住処にて受持せん」と白し、白二羯磨によって決定する。

このとき**作迦絺那衣人**はさらに四人のよく作る比丘とともに、この衣を浣・染・割・簪・縫・試量するとき、作迦絺那衣人は心中に「当に迦絺那を作らん(当作迦絺那)」と念じなければならない。この六心を生じなければ迦絺那衣とならない(非迦絺那衣<sup>(2)</sup>)。さらに三心を生じるべきである。「当にこの衣を作らん(当作此衣)、今この衣を作る(今作此衣)、已にこの衣を作った(已作此衣)」と。三心が生ずれば当にこれ迦絺那衣である。

サンガ中の一比丘が唱する。「大徳僧よ聴け。この衣はこの**住処の現前僧が応に分かつべし**。もしサンガ時至れば忍聴せよ。この衣をサンガは羯磨して当に某甲比丘に与えん」と白して、白二羯磨してこの衣を某甲比丘に与える<sup>(3)</sup>。

(1) 『律蔵の研究』I(「平川彰著作集」第9巻 春秋社 1999年6月) p.262 参照

(2) 「非」は元、明本は「作」とする。

(3) 大正 23 p.493 上

[4-3] 『十誦律』も布地を布施されて、これを迦絺那衣として仕立て上げるケースをイメージしているのであるが、『十誦律』は迦絺那衣の羯磨を次のように行うとする。

迦絺那衣羯磨を行う日については後に改めて検討するが、『十誦律』はその最初の日を明言しないがおそらく7月16日とするのであって、それから8月15日までの1ヵ月中のいずれかの1日とするのであろう。

そのいずれかの1日の衣を布施された日に、サンガはよくサンガのために受迦絺那衣人となる1人の比丘を指名して、白二羯磨によって「受迦絺那衣人」として選任する。しかし『十誦律』にはこの後に「作迦絺那衣人」という役職名も出るから、この「受迦絺那衣人」は在家信者から迦絺那衣の材料を受ける役割の者であり、「作迦絺那衣人」はこの後の段階の作業を担う者なのであろう。『大沙門百一羯磨法』には「受迦絺那衣人」という役職名の

比丘は登場しないが、これは布施を受けるところは省略されているからであると考えられる。

ところでこの「作迦絺那衣人」は布地から「迦絺那衣を作る」ための比丘なのか、それとも衣を特別の効力を持つ迦絺那衣として意味付けを変える、すなわち衣を「迦絺那衣と作す」ための比丘なのか判然としない。おそらく『十誦律』が「了了能作四比丘」といい、『大沙門百一羯磨法』が「四比丘能作者」というのは「衣を作る」という意味であり、だから三心のところでは「当作此衣」「今作此衣」「已作此衣」ともいうのであろう。しかし「我此衣当作迦絺那衣受」「我以是衣作迦絺那衣受」という文章もあり、この文章中の「受」という語は、特別な意味付けのなされた迦絺那衣として「受ける」という意に取るべきであろう。そういう意味では、「作迦絺那衣人」は『パーリ律』や『四分律』がそうであったように、この衣を作製するための助っ人としての4人とは異なった、ただ1人が担うべき特別の役割が付されているということができるとはなからうか。そこで「作迦絺那衣人」は「受迦絺那衣人」でもあるわけである。

このように考えると「作迦絺那衣」の「作」は、衣を「作製する」という意味も有すると同時に、特別な効力・功德をもつ迦絺那衣として「効力を持たせる」、「効力を持ったものとして変質させる」という意味をももつと理解できる。

以上のように理解すると、『十誦律』の迦絺那衣式はサンガが作迦絺那衣人を白二羯磨で選任し、サンガに布施された安居僧が分かすべき施衣をこの比丘に白二羯磨によって、「サンガは羯磨して某甲比丘に与え、この衣を以て迦絺那衣と作そう」として与えて、さらに四人の比丘を助っ人として指名して衣を作らせるが、彼らはその作業の諸段階において、自分たちが作っている衣はただの衣ではなく、迦絺那衣という特別の功德を有する衣であるということ強く念じなければならない。そしてでき上がった衣を、『大沙門百一羯磨法』がいうように、「大徳僧よ聴け。この衣はこの住処の現前僧が応に分かつべし。もしサンガ時至ればサンガは忍聴せよ。この衣をサンガは羯磨して当に某甲比丘に与えん」と白二羯磨によってこの衣を某甲比丘に与えるのである。『十誦律』は随喜については言及しないが、「この衣はこの住処の現前僧が応に分かつべし」という白の言葉には、おそらく『パーリ律』のいう随喜が意識されているものと思われる。

なお『十誦律』は「衣を得るに随う日」として、衣材を受けて迦絺那衣となす日を同日のこととしているが、『大沙門百一羯磨法』は「安居中の所得の施衣」としている。他の諸律を勘案すれば、おそらく前者の方が正しいのであろう。

[5] 次に『僧祇律』を検討する。

[5-1] 『僧祇律』は次のようにいう。

もし外人がサンガの**迦絺那衣財**を布施しようとするときには、黙って受けてはならない。受ける者は「我れは今サンガの迦絺那衣財を受けん」と言い、受け終わったらサンガの中に行って、氈を豎にして手に捉り、長く垂らし高く撃さきげもって、「大徳僧よ聴け、サンガはこの時衣財を得た。もしサンガは時至ったならばサンガはこの迦絺那衣財を取ろう」と白し、（白二羯磨によって）サンガの同意を得てこの迦絺那衣財を取る。

そしてサンガはサンガ中のよく料理して迦絺那衣を作ることのできる者を1人、もしくは2人、もしくは3人選び、羯磨人が「大徳僧よ聴け、サンガはこの時衣財を

得た。もしサンガは時至れば某甲某甲比丘および余人を拝してサンガの迦絺那衣を作ろう」と白し、(白二羯磨によって)サンガの同意を得て選任する。

そして羯磨人(選任された迦絺那を作る役職者をさすのであろう)中の1人が主となって衣財を受ける時に、「この迦絺那衣財を受けん。サンガ当に受くべし」と三説し、洗うときにも「この迦絺那衣財を洗わん。サンガ当に受くべし」と三説する。截つ時、縫う時、染める時、点作浄するときも同じ。刀浄するときには角頭に四指を離し刀を一下する時に、作浄するときは一にこれを言う。説かないで作浄した時には迦絺那衣と名づけることを得るも、越毘尼罪を得る。もし一に説いて作浄しなければ迦絺那衣と名づけず、越毘尼罪を得る。もし一に起心して作浄すれば迦絺那衣と名づけるを得て無罪である。

もしサンガの時衣を得て作りおわった時には、一切が和合し、羯磨人が**疊衣を縦にして手に捉り、長く垂らし、高く撃て**、「大徳僧よ聴け、サンガはこの時衣を得て作りおわった。もしサンガ時至れば**今この迦絺那衣を受けよう(受此迦絺那衣)**」と白し、(白二羯磨によって)サンガの同意を得てサンガは迦絺那衣を受ける。

そしてこの衣を**襲畳みして箱の中に入れ**、衆華を上に散らして、上座より次第して**随喜**をなしていう。「長老憶念し給え、サンガはこの住处において迦絺那衣を受けた。**私某甲比丘は随喜して受けん。冬4月を斉り、所住の処に随って満じて、我当に捨つべし(我某甲比丘随喜受齐冬四月随所住处満我当捨)**」と三説する。

もし大衆が1万、2万で和合することが難ければ、衆多人が別に迦絺那衣を作ることができる。一切は大衆の如きであるが、但だ衆多と称するは異なる。4人以上は別に作ることはできない。もし1人で独作する時は、取る時に「この迦絺那衣財を我れ今受けん」と三説する。截つ時、縫う時、洗う時、染める時、点する時、刀浄する時にも、「この迦絺那衣を我れ当に受くべし」と三説する。作成し已ったら、心念して口に「我れ比丘某甲この迦絺那衣を受けん」と三説する<sup>(1)</sup>。

(1) 大正22 p.452中、国訳10 p.154

[5-2] 以上が『僧祇律』のいう迦絺那衣の羯磨である。これも迦絺那衣の材料である布地を布施されて、これを衣に仕立て上げるというケースをイメージして説かれている。これを簡単にまとめると次のようになる。

まず衣財がサンガに布施されたら、「我れは今サンガの迦絺那衣財を受けん」と言葉に発して言わなければならない。そしてこの衣財を受けた者はサンガの前で氈を豎にして手に捉り、長く垂らし高く撃て、「この時衣財を得たので、迦絺那衣財として取ろう」と白二羯磨して、この衣をサンガの迦絺那衣財として受け取る。

そして迦絺那衣を作る比丘1人ないし3人を白二羯磨で選んで迦絺那衣を作る者として選任する。そしてその中の1人が、衣財を受け、洗い、そして作浄するところまでの作業段階ごとに「この迦絺那衣財を受けん。サンガ当に受くべし」などと三説する。「説かないで作浄した時には迦絺那衣と名づけることを得るも、越毘尼罪を得る」などとされ、説かない者は罪となるのであるから、この三説は普通の衣を特別の効力を有する迦絺那衣に意味づけするために必要な法律的行為とすることができる。なお他の律のすべては迦絺那衣を受ける者を1人とするのに、『僧祇律』は「迦絺那衣を作る比丘」に1乃至3人を選任するとする。

しかし三説するのはその中の1人であって、この1人が「迦絺那衣を作る比丘」であり、他の比丘はそれを補佐する者であったのであろう。

そして衣が仕立て上がったら、羯磨人が暈衣を縦にして手に捉り、長く垂らし、高く擎て、白二羯磨によってサンガの同意を得て迦絺那衣として受ける。そしてこの衣を襞畳みして箱の中に入れ、衆華を上にはらして、「長老憶念し給え、サンガはこの住処において迦絺那衣を受けた。私某甲比丘は随喜して受けん。冬4月を斉り、所住の処に随って満じて、我当に捨すべし」と三説する。これが随喜であって、漢訳律蔵としては唯一この場面に「随喜」という言葉が使われている。

このように『僧祇律』のいう迦絺那衣の羯磨も『パーリ律』などの他の律と基本的に異なるところはないが、衣財を受け取るところから書かれていることと、でき上がった迦絺那衣を箱の中に入れて随喜するというところが異なる。なおここには冬の四月が終わる時にこれを捨すべきことが明記されている。

[6] 最後に『根本有部律』を検討する。

[6-1] 『根本説一切有部毘奈耶羯磨那衣事』は次のようにいう。

三月安居して衆が**衣物**を獲たら**作衣する**。まず「大衆まさを知るべし。今夏坐の苾芻衆はこの衣を得た。もし大衆が望むならこの物をもって衆のために羯磨那衣と作そう(令將此物為衆作羯磨那衣)」と白する。

**明日**に至り已ったら鞞稚を鳴らし、サンガを集めて、1苾芻をして白せしめていう。「大徳僧伽聴き給え。この衣は此処に雨安居したサンガが得た物である。サンガは今共にこの衣をもって羯磨那と作そう(僧伽今共將此衣作羯磨那)。この衣を当にサンガのために張りて羯磨那と作そう(此衣當為僧伽張作羯磨那)。もし衣を張り已れば、界外に出ると雖も所有の三衣は離の過なし。いかにいわんや余衣をや。もしサンガは時至りて聴せばサンガは応に許すべし。サンガは今この衣をもって**某甲苾芻**をして**当にサンガのために羯磨那と作すべし**(僧伽今將此衣令某甲苾芻當為僧伽作羯磨那)。もし衣を張りおわれば、界外に出ると雖も所有の三衣は離の過なし。いかにいわんや余衣をや」と。このように白し、羯磨はこれに准じて成じる(次に紹介する『百一羯磨』によれば白二羯磨)。

次に、無欲・無愛・無恚・無癡・張と不張を知るという五徳を具した羯磨那衣を張る苾芻(**張羯磨那衣人**)を指名し、サンガのために張衣人となることができるかどうかを確認してから、一苾芻が「大徳僧伽聴き給え。この苾芻某甲は張羯磨那衣人となることを願っている(此苾芻某甲樂作張羯磨那衣人)。今サンガのために羯磨那衣を張らしめよう。もしサンガは時至って聴せばサンガは許すべし」と白した後、(白二羯磨によって)サンガのメンバーの同意を得て選任する。

次に**張衣苾芻**は白羯磨して、羯磨那衣と作す(作羯磨那衣)。(その要領は)「大徳僧伽聴け、この衣は当にサンガのために羯磨那衣と作すべきである(此衣當為僧伽作羯磨那衣)。この苾芻某甲をサンガは作張衣人に指名した。もしサンガは時至って聴せばサンガは許すべし。サンガは今この衣を以て羯磨那と作し、某甲苾芻に付そう(僧伽今以此衣作羯磨那付某甲苾芻)」と白する。羯磨はこれに准じてなす。

(以下は作羯恥那衣苾芻の行法) 作衣する処で、当に須く在前して、洗滌し、染治し、割裁し、縫刺し、乃至三両針を刺すまで共に作るべし。また心の中で、「この衣は当にサンガのために張りて羯恥那衣と作すべく(此衣当為僧伽張作羯恥那衣)、現に張りて羯恥那衣と作り、すでに張りて羯恥那衣と作した」と三度念じる。ただ後の二のみだけでも作法は成立するが、なさなければ悪作罪を得る。

次に8月白半15日に至って、知事人は大衆に告げて、「諸大徳よ、明日我らは当に衆のために羯恥那衣を張ろう。あなたがたは各々は旧持衣を捨てて某甲処に集まれ」と言う。

(翌16日に)張衣苾芻はこの衣の上に、名花を布列し、妙香熏馥して、韃稚をならして衆を集め、この衣をもって上座の前に立ち、両手に衣を撃て、「大徳僧伽よ聴け。この衣はサンガが許して張りて羯恥那衣と作した(此衣僧伽許張作羯恥那衣)。私苾芻某甲はサンガが今指名して張羯恥那衣人となった(我苾芻某甲僧伽今差作張羯恥那衣人)。私某甲は張羯恥那衣人である。私はこの衣をもって、当にサンガのために張りて羯恥那衣と作す」と三説する。

次にこの衣を舒張して上座の前に立ち、「上座よ存念せられよ。この衣はサンガが許して羯恥那衣と作した(此衣僧伽許作羯恥那衣)。我れ苾芻某甲はこれ張衣人である。我れ今大衆のためにこの衣を張らん」という。上座は答えて、「善哉、張衣すること。極めて善きかな、張衣すること。この中の所有の財利・饒益は当に我これを獲べし」と三説し、これを行末まで繰り返す。

(持衣人の法) この衣を持って大小便室に行つてはならない。厨舎煙火の処に入つてはならない。露地に安置してはならない。衣を棄てて界外に出てはならない。もし暫く出るも宿を経てはならない。持衣苾芻にしてこれに依らずして行ずれば越法罪を得る。

この持衣人は正月15日に至れば、衆中に「大衆は知るべし。明日当に羯恥那衣を出すべきである。あなたがた各々は自衣を守持せよ。利物あれば大衆応に分かつべし(仁等各各守持自衣。其有利物大衆応分)」と白する(1)。

(1) 大正24 p.97下、国訳22 p.414

[6-2] 『根本有部律』系統には『根本説一切有部百一羯磨』が残されている。このいうところも紹介しておく。

「処分衣物將作羯恥那衣白二」 羯恥那衣が許された因縁を記した後に次のようにいう。諸苾芻は随意竟つて16日に至り、羯恥那衣を張ることを許す。この衣を張る時には5月中において10の饒益を得る。凡そその処において所得せし利物の一好者を取つて羯恥那衣と作す(凡於其処所得利物取一好者作羯恥那衣)。8月14日に至つて白して衆に知らしめ、一苾芻をして白羯磨をなさせる。(この白は『羯恥那衣事』と同じであるので省略する)

「差張羯恥那衣人白二」 (これも『羯恥那衣事』に同じ)

「付張羯恥那衣白二」 (これも『羯恥那衣事』に同じ)

「出羯恥那衣単白」 時にこの苾芻はすでに衣を受けおわれば、応に余の苾芻に供すべし。浣・染・縫・刺をなす等諸余の軌式は羯恥那衣事中に具に説いた如くである。時に諸苾芻は共に羯恥那衣を受け、五月に至つて満ずるもどうすればよいのか知

らなかった。正月15日に至って張衣之人はサンガに白して言う。「諸大徳よ、明日は当に羯恥那衣を出すべし。あなた方は各々白衣を守持せよ」と。既に明日に至れば、サンガは尽く集まって前の方便をなしおわり、一苾芻をして単白羯磨をなさしめる。白は次のようになす。「大徳僧伽よ聴け。この住処において和合サンガは共に羯恥那衣を張った。もしサンガは時至ればサンガは応に聴すべし。サンガは今共に羯恥那衣を出さん」と。この時諸苾芻はすでに衣を出しおわってどうすればよいのか知らなかった。諸苾芻は衣を張る時に得た十の饒益は既に出し已ればこの事は応に遮すべし。違する者は罪を得る<sup>(1)</sup>。

(1) 大正24 p.473中

[6-3] 『根本有部律』のいうところは以上の如くである。これをまとめる前に、いくつかの注意すべき点を挙げておかなければならない。

まず『根本有部律』の用いる暦は他の漢訳律とは異なって、雨安居が始まる娑縛擊 (śrāvāṇa 月) を他の律が4月と訳するに対して5月と訳し<sup>(1)</sup>、前安居を5月16日に始まり、8月15日に終わるとする暦である。そこで文中の「8月白半15日」という日付は、他の漢訳律では「7月の白分の15日」に相当する。したがって8月16日に迦絺那衣の式をするのは前安居の迦絺那衣式のことである。

また冒頭の「三月安居して衆が得た衣物」というのは3ヵ月の夏安居中に布施された衣材を意味するようである。そしてこの雨安居中に布施された衣を羯恥那衣として受ける儀式は、『百一羯磨』によると8月14日に行い、この日のうちに衣を仕立て上げて、『根本有部律』によれば翌15日に知事は、翌日に羯恥那衣を張る儀式を行うと衆に知らせ、翌16日に仕立て上げられた衣を羯恥那衣となす儀式を行う、とするようである。そして羯恥那衣を出すのは、その5ヵ月後の正月15日ということになる。他の律では12月15日に相当する。

このように『根本有部律』は迦絺那衣の衣材を夏安居中に布施されたものとするのであるが、衣時は『根本有部律』も含めて「迦絺那の拈げられない時には雨期の最後の1ヵ月間、迦絺那衣の拈げられたときには5ヵ月間」であるはずであり、それ以外は衣時ではないから<sup>(2)</sup>、この規定との関係はどうなるのかということは別に問題としなければならない。

以上のような点を認識した上で、『根本有部律』の羯恥那衣の羯磨をまとめると次のようになる。

まず8月13日に安居中に得た衣を明日羯恥那衣としようとして衆に知らせる。そして翌14日に衆を集めて羯恥那衣を作る。この作法は、サンガが得た物を張って羯恥那衣となすことを白二羯磨によって決定する。『百一羯磨』によれば「その処において所得せし利物の一好者を取って羯恥那衣と作す」とするから、布施された衣材のすべてではなく、一着分の衣の分量をその中から羯恥那衣にする衣材として選ぶのかもしれない。これを『百一羯磨』は「処分衣物將作羯恥那衣白二」と名づけている。

そしてサンガはサンガのために羯恥那衣を張る役割の「張羯恥那衣苾芻」を白二羯磨によって選任する。これを『百一羯磨』は「差張羯恥那衣人白二」と名づけている。

そして次にサンガはこの衣をもって羯恥那衣を作るために、白二羯磨によって張羯恥那衣苾芻に付す。これを『百一羯磨』は「付張羯恥那衣白二」と名づけている。

衣材を付された張羯恥那衣苾芻は洗滌し、染治し、割裁し、縫刺し、乃至三両針を刺すご

とに、「この衣は当にサンガのために張りて羯恥那衣と作すべく、現に張りて羯恥那衣と作し、すでに張りて羯恥那衣と作した」と念じる。

そして翌15日に随意（自恣）を行うが、おそらくこの時に知事人はサンガのメンバーに、翌16日にすでに14日中に衣に仕立て上げられてある羯恥那衣を張るので、あなたがたは各々旧持衣を捨てて某甲処に集まれ、と周知させる。

翌16日になると張羯恥那衣苾芻は衣の上に花を散らし、香を焚いて、衆が集まったらこの衣を持って上座の前で、「私はこの衣をもって、当にサンガのために張りて羯恥那衣と作す」と三説する。そしてこの衣を舒張して上座から順次に、「上座よ存念せられよ。この衣はサンガの許しのもとに羯恥那衣と作した。我れ今大衆のためにこの衣を張らんとす」と言い、サンガのメンバーは各自「善哉、衣とすること。極めて善きかな、張衣すること。この中の所有の財利・饒益は当に我これを獲べし」と三説する。明言されていないがこれが「随喜」に相当するであろう。『百一羯磨』はこれについては言及しないが、これが羯恥那衣式を中心とする儀式で、これによって作られた衣は正式に羯恥那衣となり、サンガのメンバーが随喜することによって、羯恥那衣に付帯する5つの功德がサンガの全メンバーに行きわたることになる。『百一羯磨』は「諸苾芻は共に羯恥那衣を受ける」と表現している。

おそらくこの羯恥那衣は一着の衣であって、この衣を管理する苾芻が「持衣人」と呼ばれるのであろう。この持衣人はこの衣を大小便処などに持って行ってはならないなどの注意を払うことが義務づけられている。『僧祇律』では迦絺那衣は箱の中に納められるとしているが、『根本有部律』ではこの持衣人が所持しつつ管理したのであろう。なお持衣人は「衣を棄てて界外に出てはならない。もし暫く出るも宿を経てはならない」とされている。羯恥那衣を扱った時に得られる五種の功德の1つは、三衣を離して宿してはならないという規定が適用除外されることであるが、羯恥那衣そのものについてはこれが適用されないということになる。特別な衣なのであるから、1日たりとも手元から離してはならないということであろう。また『根本有部律』では迦絺那衣を掲げる羯磨は雨安居の後の1ヵ月間中の1日ではなく、16日ただ1日とするわけである。

そして5ヵ月が経過した正月15日には、衆中に「大衆は知るべし。明日当に羯恥那衣を出すべきである。あなたがた各々は自衣を守持せよ。利物あれば大衆が分かつべし（仁等各各守持自衣。其有利物。大衆応分）」と白する。『百一羯磨』はこれを「出羯恥那衣単白」というから、これは白だけで決定するということになる。「あなたがた各々は自衣を守持せよ。利物あれば大衆が分かつべし」というのは、この5ヵ月間にサンガのメンバーそれぞれが得た衣は、それぞれ自分の持ち物として守持せよ、もしサンガが共有物として得たものは、サンガの全員で配分しよう、という意味であろう。「衣を張る時に得た十の饒益は既に出し已ればこの事は応に遮すべし。違する者は罪を得る」とされているから、羯恥那衣の出というのは、衣を捨てることではなく、羯恥那衣を張った時に得られた功德を捨てることであることが明確に示されているわけである。

以上のように『根本有部律』のいう迦絺那衣を掲げる儀式は、雨安居中に布施された衣料を用いて、これも雨安居中である8月14日の1日で迦絺那衣とする衣に仕立て、これを迦絺那衣として認定して1人の比丘に与え、これを随喜するという羯磨は16日に行うという、他の律蔵には見られない特殊なものとなっていることができる。

- (1) 国訳 22 p.368 註 3 参照
- (2) 『パーリ律』「捨墮 003 (015)」(月望衣戒) vol.III p.203、南伝 01 p.342；『四分律』「捨墮 003」大正 22 p.605 上、国訳 01 p.132；『五分律』「捨墮 003」大正 22 p.024 中、国訳 13 p.106；『十誦律』「尼薩耆 003」大正 23 p.033 下、国訳 05 p.115；『僧祇律』「尼薩耆波夜提」大正 22 p.298 下、国訳 08 p.289；『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦 003」大正 23 p.715 上、国訳 20 p.009。『パーリ律』「捨墮 28」vol.III p.261、南伝 01 p.442「捨墮 029、比丘尼波逸提 029」(遮僧欲受迦絺那衣戒)、「波逸提 032」「波逸提 046」の語句解説など参照。『根本有部律』もここでは安居中に得られたものは「非時衣」とされている。【8】の [1-4] を参照されたい。

[7] 以上が『パーリ律』では「迦絺那衣を拡げる」、『根本有部律』では「羯恥那衣を張る」、その他の漢訳律では「迦絺那衣を受ける」あるいは「迦絺那衣を作る」「迦絺那衣と作す」とする各律蔵のいうところの羯磨である。これを総体的にまとめると次のようになる。

[7-1] まず「迦絺那衣式」あるいは「迦絺那衣の儀式」という名称である。「問題の所在」のところで紹介したように、平川彰氏や佐藤密雄氏はこれを用いておられるが、『パーリ律』を初めとするすべての漢訳広律では「羯磨」という言葉が用いられている。ただし迦絺那衣に係る「羯磨」にはいくつかあって、広律のいうすべての羯磨を上げてみると、次のようになる。

- ①布施された「衣を受ける羯磨」
- ②この衣を迦絺那衣とする 1 人の比丘、あるいは衣財を衣に仕立てて迦絺那衣を作る役割の 1 人の比丘、これを「作迦絺那衣人」と呼ぶとするなら、この「作迦絺那衣人を選任する羯磨」
- ③この作迦絺那衣人に「衣を与える羯磨」
- ④作り上げられた衣を「迦絺那衣として認定する羯磨」
- ⑤「出羯磨」

である。

この一連の羯磨の中に「随喜」という重要な要素が含まれるが、『パーリ律』ではこれは④に含まれ、『僧祇律』は④の羯磨の後に「この衣を襞畳みして、箱の中に入れ、衆華を上を散らして、上座より次第して随喜をなす」と書かれているが、しかしこれは独立した羯磨であるという認識はないようであり、その他の律は随喜という用語さえ用いないのであるから、「随喜」は羯磨とは考えておらず、むしろ④の羯磨の一要素という認識であったのであろう。

また「出羯磨」は、「迦絺那衣を拡げる」ことではなく、むしろそれを捨てる羯磨であるから、「迦絺那衣を拡げる」ことに関する羯磨は、これを除く 4 つの羯磨ということになる。しかしいうまでもないが、「迦絺那衣を拡げる羯磨」は「衣を迦絺那衣として認定する」羯磨が中心であって、「衣を受ける羯磨」「作迦絺那衣人を選任する羯磨」「作迦絺那衣人に衣を与える羯磨」はその準備行為であるといつてよい。それでは「衣を迦絺那衣として認定する」行為の核心をなすものは何かといえば、重衣もしくは上衣もしくは内衣として仕立て上げられた衣を、サンガによって選任された 1 人の比丘 (作迦絺那衣人) に与えて、その衣

を5種の功德の相応する迦絺那衣としてサンガが認定するという行為とすることができるであろう。

平川彰氏や佐藤密雄氏はこの4つの羯磨を総称して「迦絺那衣式」とか「迦絺那衣の儀式」ということばを使ったのであろうが、羯磨は単なる儀式ではなく、戒律的意味合いをも有するサンガの行事であるから、やはりもう少し厳密な言葉遣いをした方がよいであろう。ということで本稿ではこれ以降は、上記の4つの羯磨を総称して「迦絺那衣を拡げる羯磨」と呼ぶことにする。

[7-2] この迦絺那は上述のようにほとんどは白二羯磨である。白二羯磨というのはまず議長が議案を提出して、その議案に対する異議がない場合に成立するという、いわば組織体の意思決定手段である。したがって普通の羯磨の場合は事務的に粛々となされるのであるが、この「迦絺那衣を拡げる羯磨」には、極めて特殊な要素が入り込んでいることも注意しておかなければならないであろう。

それは『十誦律』が「浣、染、裁割、纂、刺、安穩量度するその時々において、『この衣をもって我れ迦絺那衣となして受けん』という心を生じなければならない。もしこの六心がなければよく迦絺那衣となしたと名づけない」などとし、『僧祇律』が「羯磨人中の1人が主となって衣財を受ける時に、『この迦絺那衣財を受けん。サンガ当に受くべし』と三説し、浣うときにも『この迦絺那衣財を浣わん。サンガ当に受くべし』と三説し、截つ時、縫う時、染める時、点作浄するときも同じくしなければならない。もし一に説いて作浄しなければ迦絺那衣と名づけず、越毘尼罪を得る」とし、『根本有部律』が「洗浣し、染治し、割裁し、縫刺し、乃至三両針を刺すときに、心の中で『この衣は当にサンガのために張りて羯恥那衣と作すべく、現に張りて羯恥那衣と作し、すでに張りて羯恥那衣と作した』と三度念じなければならない。ただ後の二のみだけでも作法は成立するが、なさなければ悪作罪を得る」とするところに現れている。いわばこの羯磨は衣を迦絺那衣という特別に神聖なものにするための宗教儀礼といってよいであろう。このように本来は事務的に行われるはずの羯磨の中に、一種独特の宗教儀礼的なものが混入しており、この宗教的要素が欠落する場合にはこの羯磨は成立しないとされるのである。

[7-3] なおここで改めて、「迦絺那衣を拡げる」「迦絺那衣を張る」という言葉の意味を考えておこう。

上記のように「迦絺那衣を拡げる羯磨」の中心となるのは、宗教的な儀礼によって神聖性が与えられた衣を、サンガが迦絺那衣として認定することであるが、その認定の作法を『四分律』は「迦絺那衣を持する比丘が起って衣を捉り、諸比丘の手得に随って衣を及ばしめる」とし、『五分律』は迦絺那衣を受ける比丘が「起って遍く衆僧に示す」とし、『僧祇律』はより具体的に「羯磨人が暈衣を縦にして手に捉り、長く垂らし、高く撃てサンガに示す」とし、『根本有部律』も「この衣をもって上座の前に立ち、両手に衣を撃て示す」とする。このように「迦絺那衣を拡げる羯磨」は迦絺那衣として認定すべき衣を、サンガのメンバー全員がしっかりと確認できるように垂らして見せ、その上で迦絺那衣として認定した上で、迦絺那衣を受ける比丘に与え、同時にそれを随喜するのである。おそらくこのような作法を「迦絺那衣を拡げる」「迦絺那衣を張る」と呼んだのである。

しかしながら迦絺那そのものは衣を作る時に使う道具であって、それならこれを使って作

られた衣のすべてが迦絺那衣と呼ばれてもいいようなものであるが、なぜこの羯磨に用いられる衣のみが「迦絺那衣」と呼ばれるのかという疑問は残される。これについては、推測に過ぎないが次のように考えたらいかがであろうか。

比丘たちが正式に衣を作る期間は、雨安居がおわってからの1ヵ月であって、この間に在家信者から布施された衣材をサンガ全員で分配して衣を作る。しかしこれは一人一人の比丘がめいめいに衣を作る時期であって、サンガが羯磨して共同体制で衣を作るということはない。先にも書いたように、迦絺那はかなり大きな道具であって普段は畳んで壁などに立て掛けてあったが、このときにはこれを広間に持ち出して拡げて使うということではなかったのではあるまいか。

またそれ以外の時は衣が作られないということではなかったが、それはあくまでも非時衣であり、同時に長衣となる衣であって、捨墮の対象となるものであった。したがって衣時以外の時に道具としての迦絺那を引っ張り出しておおっぴらに衣を作るということではなかったであろう。

このように考えると、道具としての迦絺那衣を使うのは、サンガとして迦絺那衣を拡げる時が最初であって、したがって道具としての迦絺那を拡げる日は、これによって作られた衣を拡げて迦絺那衣と認定する羯磨を行う日でもあって、このようなことから迦絺那を使って作られた衣が迦絺那衣と呼ばれるようになったのではあるまいか。迦絺那衣はいわばサンガが共同して作った衣であるが、道具としての迦絺那もまたサンガが共同して使うものであったのであろう。

[7-4] 以上のように迦絺那衣羯磨とは、その仕立て作業の全行程を通じて迦絺那衣としての神聖性を与えられた衣を、サンガの前で拡げて迦絺那衣として認定することである。とするならば迦絺那衣はこの1枚しかないということになるであろう。筆者は迦絺那衣を拡げることによって衣時が延長され、その間5種の戒律の適用除外を得て作る衣のすべてを迦絺那衣と考えていたのであるが、それは間違いであったということになる。

このことは【7】の「迦絺那衣の捨」のところで詳しく紹介するが、例えば迦絺那衣を拡げることによって作衣の権利を得た比丘が、界外に出て衣を作る時に、これを迦絺那衣とは呼ばずにただ単に「衣」と呼んでいることで知られる。例えば次のように表現される。

『パーリ律』<sup>(1)</sup> : 比丘あり、迦絺那衣を拡げ (bhikkhu atthatakaṭhino) 、作り終わった衣を持って (katacīvaraṃ ādāya) 「還らない」と考えて去る (pakkamati na paccessan ti) 。この比丘には「去る」による迦絺那の捨である。

『四分律』<sup>(2)</sup> : もし比丘功德衣を受け竟って界外に出て衣を作る。彼れ衣を作り竟れば便ち功德衣を失す。

『十誦律』<sup>(3)</sup> : 人あり、迦絺那衣を受け、所有の衣を持って界を出て去り、この念をなす。「我れこの処に還らずして**作衣**せん」と。界外に於いて作衣し、この念をなす。

「我れ彼の処に還らじ」と。衣成じるとき迦絺那衣を捨すと名づく。

『僧祇律』<sup>(4)</sup> : 迦絺那衣を受けし時この念をなす。「我れ**作衣**竟れば当に迦絺那衣を捨せん」と。作衣成じ已るを即ち捨と名づく。

このように迦絺那衣とは迦絺那衣を拡げるために特別に神聖性を与えられたただ1枚の衣をいうのであって、これを拡げた後に一人一人の比丘が作る衣は単なる衣ということがわか

る。

- (1) *Vinaya* vol. I p.255、南伝 03 p.449
- (2) 大正 22 p.879 上
- (3) 大正 23 p.208 上
- (4) 大正 22 p.453 上